

「日本年金機構ホームページの更改」調達仕様書(案)にかかる意見等に対する回答

日本年金機構  
基幹システム開発部  
システム開発管理グループ

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書(案)	2.1	提案	<p>本案件で受注者が調達するハードウェア、サービス及びソフトウェアについて、複数の調達方式を採用可能とし、事業者の提案内容に応じた提案を求めているかがでしょうか。・弊社として、クラウドサービスについては再販形式での提供を想定しております。・販売は、契約条件、責任について、以下の考え方に基づき行うこととなりますので、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>上記再販形式を採用した場合においても、現状想定されている一括調達、一契約での対応が可能となります。 クラウドサービスのみ別契約とはなりません。 また、別紙5にて規定されておりますサービスレベル項目一覧に記載の条件においても満たした提案が可能となります。</p> <p><b>【契約条件】</b> クラウドサービスの購入、利用の条件(出荷、納入、使用承諾、保守、保証、責任、返金・返品等の契約条件を含みますが、これらに限定されません)は、それぞれの提供元(以下「提供者」といいます。)が約款等で定めた条件が適用されます。なお、適用される約款等について、貴機構に合意いただくこととなります。</p> <p><b>【責任】</b> クラウドサービスの不具合等については、それぞれの契約条件に基づき、クラウドサービスの提供者に対して責任を負わせることとなりますが、弊社も必要に応じて問題解決のための窓口として、貴所と提供者間の調整を行い、クラウドサービスの不適合や機能上の問題がある場合は、弊社も弊社の役務の提供を通して支援するものとします。 なお、弊社が貴所へ販売するライセンス等の内訳については、別途提案書に添付する形で提出させていただきます。 また、販売させていただくものにつきましては、各名称・数量・金額を、契約書に綴じこむ内訳書に記載する必要がございますので、その旨ご承知おきください。</p>	<p>本調達は日本年金機構ホームページの動的サイトを含めたウェブサイト公開のために、受託者のサービスを利用させていただくものとなります。 このサービスについては受託者の責任のもとご提供いただく必要があり、サービスを構成する製品や外部サービスの契約に際して約款等の合意が必要な場合は受託者の責任において合意いただき、ご提供ください。 また、左記に「貴所へ販売するライセンス等」や「販売させていただくもの」と記載がありますが、機構が物品の購入をするのではなく、機構としては受託者から提供されたサービスの利用料を支払う形での契約としていただく必要があります。</p>
2	調達仕様書(案) P15	4.2.1	質問	<p>『表内No28 情報の抹消に係る作業実施計画書/作業完了報告書』に記載の実施証跡等の報告内容として、クラウドサービスを提供するベンダーから証明書を入手することは困難であることから、代替案として消去前後の画面キャプチャーを証跡とし、契約責任者の押印がされた報告書を提出することでご承認いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>クラウドサービスを利用することで、情報の抹消に係る実施証跡が入手困難な場合は、暗号化消去など、データの復元が困難な状態とした上で、データ消去を行い、これが確実に実施されたことが確認できる証跡を報告書として提出をお願いします。</p>
3	調達仕様書(案) P18	5.1.1	質問	<p>(1)現場責任者、(2)現場責任者補助者、(3)作業者を「別紙3 業務委託員等の氏名(変更)」に記載し、貴機構に提出が必要な件について、下記点をご教授ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場責任者は必ずしも統括責任者と同一である必要はないという理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・作業者は全作業員分の氏名記載が必要となる認識ですが、作業員の変更発生都度本資料の再提出が必要という理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>現場責任者は、必ずしも統括責任者と同一である必要はございません。 作業員の変更が発生した場合は、「5.3.3 要員変更」の記載に従って、再提出が必要となります。</p>

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
4	調達仕様書(案) P18	5.3.1	提案	統括責任者について、記載されている必要な技能はすべて必須技能と理解しており、大規模システムの設計・開発の遂行責任者の経験に加えて、運用保守業務の統括責任者の経験を求められています。 開発における統括スキルと運用保守における統括スキルは異なり、フェーズによって統括責任者の技能が異なることから、フェーズごとに統括責任者を分けることが望ましいと考えます。 もしくは、本案件は開発期間に対して運用保守期間が長期であることから、運用保守フェーズでの統括責任者の交代を可とする記載への変更を提案します。	開発における統括スキルと運用保守における統括スキルが異なる点は理解しておりますが、両方を兼ね備えた統括責任者を確保することが望ましいと考えております。 運用フェーズに切り替わった直後は、障害発生の確率も高く、迅速に対応するためにも開発・構築中の状況を把握していることが必要と考えます。このため、フェーズでの統括責任者の交代は望ましくないと考えております。 なお、統括責任者の交代を不可とはしていないため、「5.3.3 要員変更」に従って交代は可能となります。この場合においても、「表5.3-1 要員構成」に示す「必要な技能」を有していることを示していただく必要があります。
5	調達仕様書(案) P18～20	5.1.1 5.3.1	要望	5.1.1 業務の履行体制(1)現場責任者(2)現場責任者補助は、表5.3-1 要員構成の「構築・移行における管理者(又はリーダー)」に該当する認識でよろしいでしょうか。 職責区分を合わせていただけますようお願いいたします。	現場責任者は機構とのやり取りの窓口となる責任者になります。 現場責任者補助は文字通り、責任者の補助を行う者になります。 要員構成の職責区分と紐づくものではありません。
6	調達仕様書(案) P21	5.1.1	提案	表5.3-1 要員構成 No5 運用保守業務における管理者(又はリーダー)の必要な技能において、記載の資格以外に担当領域を踏まえて、「ITサービスマネージャ試験の合格者」も条件の1つに加えることをご提案いたします。	ご提案について、検討させていただきます。
7	調達仕様書(案) P23	6.2.1	要望	法令等の遵守及び見積の精度を向上させるため、『情報セキュリティ対策実施手順書群』を資料閲覧等で、秘密保持の誓約書を締結した上で、確認させていただきたいです。	「6.2.1(1)」に記載のとおり、契約締結後の開示とさせていただきます。
8	調達仕様書(案) P26	6.3.5	要望	脆弱性対策等のセキュリティサービスのご提供に関して、その性質に応じた特有の条件をご提示させていただく場合がございます。	要件を満たした上でのご提案をお願いします。
9	調達仕様書(案) P28	6.3.12	質問	『本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を(～中略～)「監査対応計画書」により提示すること。』と記載されておりますが、以下について、確認させてください。 <ご確認内容> ①提出時期については、提案書の提出期日と同日という認識でよろしいでしょうか。 ②入札参加要件として求められる認識でよろしいでしょうか。 ③実施内容について、特に触れられておりませんが、具体的な項目等を資料閲覧でご確認させていただけますでしょうか。	「監査対応計画書」は、契約後に機構の求めがあった場合に提示をお願いします。 記載内容に誤りがありましたので、以下のとおりに修正します。  本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、機構が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、機構がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(機構が選定した事業者による外部監査を含む)。また、機構から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
10	調達仕様書(案) P33	8.1.1(3)	質問	<p>「(3)クラウドサービスを利用する場合、利用する予定のクラウドサービスを提案段階で明示し、当該クラウドサービスが本調達仕様書に示す各要件を満たすものであることを予め担保すること」と記載がありますが、記載項目としては以下のような内容で問題ございませんでしょうか。その他明示が必要な情報がございましたら、ご回答をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な機能</li> <li>・利用するサービス名</li> <li>・サービスの概要</li> <li>・本件におけるサービスの利用方法</li> <li>・対象となるサービスを選定した利用</li> </ul>	<p>左記の内容に加えて、以下の項目の情報を記載ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドサービスの規格準拠状況 (ISMAP準拠)</li> <li>・サービスの利用実績 (官公庁、大企業など)</li> </ul>
11	調達仕様書(案) P33	8.1.2	提案	<p>「(1)過去5年以内に行政機関(府省庁、都道府県若しくは政令指定都市)又は民間企業等のサイトにおいて、ホームページの構築・移行及び運用保守業務を行った実績があること。」とございますが、本業務での構築・移行は失敗が許されないものとし、また高水準のセキュリティの確保が必要であると考えております。つきましては、貴機構のホームページと同等規模の受託実績がある業者を選定することを推奨いたします。</p> <p>規模: 10,000ページ以上 件数: 2件以上</p>	<p>「日本年金機構ホームページと同等規模」となると限定されてしまうため、規模での選定は行っておりません。</p>
12	調達仕様書(案) P33	8.1.3	質問	<p>『6.3 情報セキュリティ管理』に基づいた情報セキュリティ管理計画書(案)を(～中略～)履行可能性を認めることができないと機構が判断した場合は、入札に参加することはできない。』と記載されておりますが、提出時期は提案書の提出期日または入札参加書類の提出期日の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「情報セキュリティ管理計画書(案)」の提出は、提案書の提出期日をお願いします。</p>
13	調達仕様書(案) P36	10(6)	質問	<p>『(6)受託者は情報セキュリティ対策の実施状況の確認のため、(～中略～)自己点検チェックリストの様式は機構から提供を受け、提出すること。』と記載されておりますが、以下についてご確認させてください。</p> <p>①調達仕様書(案)P.28『6.3.12 情報セキュリティ監査の実施』に記載されている内容と異なるものでしょうか。</p> <p>②監査対応計画書は受託者側で実施内容を検討し、提出するものと理解しております。一方で、自己点検チェックリストは貴機構からご提供いただけることとなっておりますが、異なる観点で監査を実施するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③『自己点検チェックリスト』または『監査対応計画書』が不要である場合、削除をお願いできますでしょうか。</p>	<p>自己点検は受託者が責任を持って実施いただくものとなります。記載内容に誤りがありましたので、以下のとおりに修正します。</p> <p>(6) 受託者は情報セキュリティ対策の実施状況の確認のため、原則1月から2月末までの間に、自己点検を実施すること。複数年契約の場合は、1年ごとに点検を実施するものとする。なお、自己点検の結果に不可(N)の項目がある場合、及び情報セキュリティ責任者が自己点検の結果に改善すべき点があると判断した場合は、6か月以内の期間を定めた改善提案書の提出、改善完了までの報告を実施すること。</p>
14	調達仕様書(案) P37	11.2	質問	<p>11.2 環境への配慮 「(3)受託者は、政府の電力需給対策を踏まえた作業環境や作業手順等を検討し、機構の承認を得た上で実施すること。」と記載がございますが、貴機構へ報告する項目、内容はどのような内容か明記いただけますでしょうか。また、承認までに掛かる期間はどれくらいでしょうか。</p>	<p>今般の状況を踏まえ、該当の記載を削除します。</p>

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
15	調達仕様書(案) P39	12.7	要望	12.7 その他遵守事項 『履行期間中に、本調達仕様書に記載している役務内容のうち、調達時に見込むことができなかつた作業が発生した場合、また、履行期間中に制度改正対応が発生し、機構から対応を求められた場合は、これに応じること。ただし、契約金額内で対応できない場合は、別途機構と協議することとする。』と記載されておりますが、本調達は更改後、6年保守と長期間に渡る調達となっていることから先を見据えた見積をすることが困難です。 また、昨今の社会情勢から想定出来ない、物価上昇もあるため、契約締結後3年経過するタイミングでサポート費用及び保守業務の内容や費用を検討する機会をいただきたいと考えております。	原則として、契約期間中の費用見直しは行えません。 ただし、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の受託者の責によらない著しい事情の変更により、契約内容が不当となつたと認められる場合は、機構と協議を行うこととします。
16	調達仕様書(案) P.5及び別紙1 全体スケジュール(案)	2.1-1 別紙1	要望	P.5の関連する調達案件に記載の『ホームページのデザイン作成業務』の契約期間についてですが、別紙1『全体スケジュール(案)』と合っておりません。誤記かと思われますので、見直しをお願いします。	別紙1『全体スケジュール(案)』の誤記となりますので、修正します。
17	要件定義書 P1、P6	2.1 3.1	質問	コンテンツバックアップデータは、国民からの問い合わせに対して、インターネット接続ができない職員が同じ画面を閲覧して回答を行うため、構築することと理解していますが、セキュリティ対策として、インターネットに公開する前のデータでバックアップコンテンツを取得することと明記されています。 これは、公開サーバに悪意のあるファイルなどが仕込まれている可能性があるために、インターネットに公開する前という記述がある理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要件定義書 P3	2.5	提案	事業所検索については、CDNを介さない図であると認識しましたが合っておりますでしょうか。 クラウドサービスは従量課金制となっていることから抑止する必要がございます。 よってCDNを介す方法をご提案いたします。 また、抑止策として事業所データを一括ダウンロードさせる機能の追加はいかがでしょうか。(例ダウンロードボタンを追加し、ルートを分けることで、既存の事業所検索への負荷を軽減させる) 更にこれにより、クラウドサービス利用料の低減を図ることができるかと考えます。	現行のシステム構成を基にしたイメージ図となります。 ご提案に際し、システム構成を指定するものではありません。 要件を踏まえ、適切なシステム構成をご提案ください。 「一括ダウンロードさせる機能」については、提案書にてご提案いただいた段階で評価させていただきます。
19	要件定義書 P5	3.1	要望	「3.1 機能に関する事項 (3)厚生年金保険・健康保険適用事業所検索機能」に関する要件 事業所検索にCDNサービスを導入する場合には、応札者の平等性を保つために、その旨を明記いただけますでしょうか。	事業所検索のCDNサービス導入自体は、必須要件としておりません。 本調達の要件を満たすため、又は本システムに対して有益であると考えられる場合は、提案書にてご提案をお願いします。
20	要件定義書 P19	4.10.4	要望	『情報セキュリティ対策要件(1)セキュリティ機能の装備⑩ログ及びログ管理 c)ログは3年以上保存すること。』と記載がございますが、3年間分のログが保管されていればよろしいでしょうか。 3年以上と保存期間が明確になっていない場合、ディスク容量が決定できないため、見直しのご検討をお願いいたします。	「3年以上」と記載しているとおり、過去3年分のログが保存されており、参照可能であれば要件を満たすこととなります。
21	要件定義書 P31	4.13.1⑤	提案	「ア)現行CMS管理したにあるコンテンツの移行内に公開・非公開にかかわらず全て新CMS管理下に移行する。」と記載がありますが、非公開まで対象に含めると、品質を保証するための見た目を確認する環境整備が現行業者以外整えられないため、移行が難しい状況になります。 非公開ページの移行が必須である場合には、非公開ページ数と非公開ページが閲覧できる環境を用意する旨を明記が望ましいと考えます。 なお、非公開ページは一度公開されているため、国立国会図書館(WARP)でも情報が保持されていることから、移行の可否に関しても協議し決定していく記載を提案いたします。	非公開コンテンツについては、データ変換までは必須と致しません。 ただし、HTML等の一般的なデータ形式で提供するため、新環境へのデータ移行は実施していただきます。

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
22	要件定義書 P33	4.13.3(4)③	提案	<p>現行ホームページの稼働停止までに機構が現行ホームページへ行うコンテンツの新規作成、削除、内容更新について、「受託者が新ホームページへの反映を行うこと」と記載がありますが、全ての反映を受託者が実施することは、現行業者以外には難しいと考えています。新システムが現行システムでない場合、CMSの構造が異なるため、データの置換が必要となり、一定の移行期間が必要になります。</p> <p>なお、本調達のようなCMS更改案件では、新システムの操作に慣れるため、一定期間職員の皆様による新旧システムの並行稼働期間を設け、更改後も更新率を下げずに運用できるようにすることが一般的です。並行稼働期間を設ける旨と、「並行稼働期間前までの期間については、機構と協議の上決定すること。」と記載していただくことで、現行業者以外の参画も多く募れると考え、提案いたします。</p>	<p>コンテンツ移行において、データの置換などに一定期間が必要であることも理解しており、協議に応じることは可能です。協議が必要な場合は、提案時の提案書に具体的にお示しください。</p> <p>なお、調達仕様書の1.7作業スケジュールに「令和8年3月中旬までに新ホームページの稼働を開始すること。」と記載しているとおり、令和8年3月中旬から令和8年3月末日までを並行稼働期間と想定しております。</p>
23	要件定義書 P40	4.17.2(2)	提案	<p>「災害時におけるデータ消失に備え、以下のとおりバックアップを保存し、データセンター外に保管すること」と記載がありますが、関連した要件として災害時における復旧計画や災害に備えた設備要件、復旧目標時間など、追加要件として以下を調達仕様書に盛り込むことを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧計画：災害時における災害対策用の設備/環境への切替を含む復旧計画を立案すること</li> <li>・設備要件：災害時においてデータセンターが稼働できない事態となった場合に備えた、災害対策用の設備/環境をデータセンター外に確保すること</li> <li>・復旧目標時間：障害発生から●●時間以内 or ●営業日以内</li> <li>・復旧訓練：1回/年の頻度での災害対策訓練の実施</li> </ul>	<p>災害時における復旧要件に関しては、特に記載せず、提案書にてご提案をお願いします。</p> <p>なお、復旧訓練に関しては、「4.17.1(6)① バックアップからの復旧訓練の実施」に記載しております。</p>
24	要件定義書 P41	4.17.4	提案	<p>「セキュリティ水準を確保するためのチェックリスト及びコンテンツを診断するためのツール等をあらかじめ用意し、コンテンツ掲載前にチェックリストの点検及びツール等による診断を行うこと。」と記載がありますが、現状運用でも同等のチェックリストやチェックツールを使った点検を行っているかと存じます。</p> <p>具体的なコンテンツが現段階で不明確なため、どのような点検を実施しているか開示いただく、もしくは、契約後に開示いただき、チェック内容は協議の上決定していくという文言を入れていただくことを提案します。</p>	<p>ウイルスや脆弱性の確認、また、CMSで取り扱いが行えるファイルであるかどうか等、日本年金機構ホームページの環境にアップしても問題ないものかを確認いただけます。</p>
25	要件定義書 P41	4.17.4	提案	<p>ホームページの運用においては、単なる更新作業にとどまらず、継続的な分析と改善を行い、PDCAサイクルを回していくことが重要です。これにより、年金機構HPは情報提供の場を超え、利用者が年金を理解・活用できるプラットフォームへ進化することが期待されます。</p> <p>新デザインの適用のみでは、改善効果が一時的なものにとどまるリスクがあります。ユーザー行動やニーズを定期的に分析し、それに基づいた改善を行うことで、利用者満足度の向上と年金情報の活用促進が期待できます。また、現在の仕様ではPV数や訪問数などの統計資料作成が含まれていますが、これらのデータを活用して具体的な改善策を講じる仕組みが欠けています。分析ツールを導入し、データに基づいた意思決定を行うことで、より効果的なホームページ運用が可能となります。</p> <p>ついては、以下の追加要素を調達仕様に盛り込むことを提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構築・移行期間中に、貴機構と協議を重ね、分析をどう実施し、改善に反映させるかの計画を立案すること。</li> <li>・運用保守期間では、定期的な分析レポートの提出と改善提案を行い、その実行結果をレビュー評価する仕組みを設けること。</li> </ul>	<p>本調達においては、左記役務の要望はございません。</p>

項番	仕様書等の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
26	要件定義書 別紙2 入力フォー ム基本仕様	-	質問	新たに「法令等違反通報窓口」画面に追加するチェックボックスについて、チェックが入っていない場合は確認画面に進めず、エラーメッセージを表示するような動作にする認識でよろしいでしょうか。	チェックボックスは入力必須となりますので、左記のご認識のとおりとなります。
27	要件定義書 別紙5 サービスレ ベル項目一覧	-	提案	サービスレベル内容については、障害通知時間が連絡先の方が応答しなかった場合等、受託者の事由に関わらない事象によってサービスレベルが達成しないケースも発生し得ると考えます。 そのため、サービスレベル合意書を成果物としてさだめ、その中で免責事項を明確にすることを提案します。	サービスレベル合意書(SLA)は、「4.14(1)③」に記載のとおり、運用保守業務実施計画書に含まれますので、成果物となります。
28	開発管理環境標 準 P43	12	提案	標準書改定手順として「当標準の改定が必要な場合、構築が改定案を策定し、機構が承認する。」と記載ありますが、クラウド環境を用いた開発やCMS環境に不都合がある場合に、受託者から意見を出したいケースがあるかと考えております。「受託者意見があった場合、機構と協議の上改定内容を決定していく」という文言入れていただく方が円滑なシステム開発遂行に繋がるかと思い、提案いたします。	「機構が改定案を策定し、機構が承認する。」と記載しておりますが、受託者の意見を妨げるものではありません。